

平成 25 年 8 月 6 日
国土交通省鉄道局

「加算運賃の終了時期の判断方法と公表データの見直しについて（案）」 に係る質問及び回答

1. 基本運賃収入割合の算定方法

基本運賃収入からの回収累計額の算出に際して、計算式に入っている基本運賃収入割合の詳細な計算方法について

〔回答〕

基本運賃収入割合は、鉄道運輸収入から当該加算運賃収入を除いた基本運賃収入について、全線に占める加算区間部分の割合として算出するもので、その際、加算区間部分の基本運賃収入については、個別の運賃を営業キロ割合で按分して算出する。

2. 基本運賃収入からの回収に係る考え方

新規路線の設備投資に係る減価償却費相当が運賃で回収されるという「内部留保効果」により、基本運賃収入及び加算運賃収入の双方で回収している部分が想定される。各運賃収入それぞれについて、どの程度の回収がなされているのか、定量的な把握及び当該会計情報の公開が可能かどうかについて

〔回答〕

減価償却費は、資産に係る費用をその利用期間に応じて一定のルールで費用配分する企業会計上の整理であると理解しており、その効果として「内部留保効果」があるとしても、例えば赤字決算の場合には内部留保効果がないとされるものである。

鉄道事業における新規路線等の設備投資の回収は、供用開始直後から中期までは収入が少なく費用をまかなえない期間が続き赤字となっている期間が長く、その後、費用を収入が上回って最終的に資金回収が完了するというスケジュールとなるため、実際に設備投資にかかった費用を回収するまでには相当な時間を要するものである。

また、鉄道事業者において路線別収支を管理する義務はなく、そのような会計情報も公開されていないため、基本運賃収入及び加算運賃収入の双方でどの程度の回収がなされているかについて、過去に遡って定量的に把握し当該会計情報を公開することは困難である。

3. 路線別収支の管理状況に対応した考え方

一般的に、鉄道事業者においては、路線別収支に係る管理会計に関して、路線間における内部相互補助が禁止されるなどの厳格な対応がなされているとは考えていないが、そのような理解でよいか。そのような状況であるならば、回収率に係る計算式の「回収期間」の考え方に関し、新規路線の設備投資を当該路線の受益者負担のみで回収するという原則的な考え方については、消費者目線に立脚した判断が入る余地もあるのではないか。

〔回答〕

路線間における内部相互補助は禁止されていない。

一方で、鉄道事業者において路線別収支を管理する義務はなく、そのような会計情報は公開されていない。

国土交通省鉄道局としては、「資本費コストの回収が完了するまで加算運賃を継続できる」との考えであるが、今回の見直しにおいて、基本運賃収入からも相応の額を回収累計額に参入し、回収率を公表することとしたものである。

なお、終了時期前であっても鉄道事業者の経営判断により、加算運賃の減額又は廃止することは認められるものである。